

令和6年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	646戸
(2) 年間総配水量	132,304 m ³
(3) 一日平均配水量	362 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	153,317千円
第1項 営業収益	15,928千円
第2項 営業外収益	137,389千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	136,000千円
第1項 営業費用	124,508千円
第2項 営業外費用	10,992千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,700千円は、当年度分損益勘定留保資金11,383千円及び当年度未処分利益剰余金16,317千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	33,500千円
第1項 他 会 計 支 出 金	33,500千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	61,200千円
第1項 建 設 改 良 費	4,989千円
第2項 企 業 債 償 還 金	55,711千円
第3項 予 備 費	500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,772千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,518千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、16,317千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和6年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------|---------|-----------|----|----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 463床 | | |
| (2) 患者数 | 年間延患者数 | | | |
| | 入院 | 131,874人 | 外来 | 160,623人 |
| | 1日平均患者数 | | | |
| | 入院 | 361人 | 外来 | 661人 |
| (3) 主要な建設改良事業 | 病棟改修事業 | 144,400千円 | | |
| | 医療器械等購入 | 500,000千円 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業収益	13,571,000千円	
第1項	医業収益	11,381,206千円	
第2項	医業外収益	2,189,794千円	
支		出	
第1款	病院事業費用	13,571,000千円	
第1項	医業費用	13,164,276千円	
第2項	医業外費用	376,678千円	
第3項	特別損失	29,046千円	
第4項	予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,027,142千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,581千円、過年度分損益勘定留保資金840,815千円及び当年度分損益勘定留保資金127,746千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	692,858千円
第1項 企業債	631,200千円
第2項 出資金	36,000千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	21,450千円
第5項 基金運用収入	8千円
第6項 その他収入	3,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,720,000千円
第1項 建設改良費	1,042,261千円
第2項 貸付金	55,200千円
第3項 企業債償還金	621,531千円
第4項 基金積立金	1,008千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (令和6年度購入分)	令和7～12年度	300,000千円
院内保育所運営業務 (令和6年度分)	令和7～10年度	105,410千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	144,400千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	486,800千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,901,558千円
(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、899,800千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和6年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,405戸
(2) 年間総処理水量	490,404 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,344 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	71,600千円
災害復旧事業	60,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	458,300千円
第1項 営業収益	47,341千円
第2項 営業外収益	410,959千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	458,300千円
第1項 営業費用	415,605千円
第2項 営業外費用	34,114千円
第3項 特別損失	7,581千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額101,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,203千円及び当年度分損益勘定留保資金100,356千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	157,341千円
第1項 企 業 債	77,700千円
第2項 国 庫（ 県 ） 支 出 金	50,400千円
第3項 他 会 計 支 出 金	29,241千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	258,900千円
第1項 建 設 改 良 費	136,310千円
第2項 企 業 債 償 還 金	121,590千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,426千円及び47,895千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	32,700千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
災害復旧事業	45,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 49,693千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、178,621千円である。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和6年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	315,389戸
(2) 年間総配水量	79,779,875 ^m ³
(3) 一日平均配水量	218,575 ^m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	6,740,575千円

 向敷地配水池築造工事、与一取水場4号井取水ポンプ等更新工事及び管網整備等

 配水管布設 1,133m

 配水管布設替 26,282m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	12,092,000千円
第1項 営業収益	11,377,066千円
第2項 営業外収益	707,711千円
第3項 特別利益	7,223千円

支 出	
第1款 水道事業費用	10,677,000千円
第1項 営業費用	9,852,222千円
第2項 営業外費用	819,226千円
第3項 特別損失	4,552千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,650,000千円は、減債積立金1,992,500千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額568,884千円、過年度分損益勘定留保資金2,318,102千円及び当年度分損益勘定留保資金770,514千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	3,872,000千円
第1項	企業債	3,300,000千円
第2項	国庫（県）支出金	50,000千円
第3項	他会計支出金	171,957千円
第4項	負担金	150,043千円
第5項	その他資本的収入	200,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,522,000千円
第1項	建設改良費	7,134,577千円
第2項	企業債償還金	2,287,423千円
第3項	投資	100,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	葵区牛妻・門屋導水管 布設替工事	千円 3,500,000	6年度	千円 0
				7年度	350,000
				8年度	2,100,000
				9年度	1,050,000
		清水区遠方監視制御設備 更新工事	1,400,000	6年度	0
				7年度	0
				8年度	560,000
				9年度	840,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
井宮取水場取水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	4,180千円
柳町取水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	9,812千円
西島配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	34,034千円
与一配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	17,160千円
南安倍配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	11,000千円
赤目ヶ谷ポンプ場計装制御盤修繕業務	令和7年度	8,525千円
西島配水場配水圧力指示調節計修繕業務	令和7年度	4,070千円
水道料金及び下水道使用料コンビニエンスストア等収納業務	令和7～8年度	75,406千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務	令和7年度	7,150千円
旧承元寺導水管保護堰改修及び導水管撤去工事	令和7～9年度	500,000千円
(仮称) 門屋第2配水池実施設計業務	令和7年度	98,219千円
(仮称) 新中町配水池整備に伴う送水管及び配水本管更新基本設計その2業務	令和7年度	30,000千円
葵区竜南三丁目外配水本管及び配水管布設替実施設計業務	令和7年度	14,000千円
葵区籠上・井宮町・水道町配水本管布設替電算帳票作成業務	令和7年度	5,000千円
葵区羽高外送水管布設替基本設計業務	令和7年度	10,000千円
(仮称) 新中町配水池系送水管及び配水管布設替に伴う鉄道協議資料作成業務	令和7年度	10,000千円
清水谷津浄水場急速ろ過施設外更新実施計画策定業務	令和7年度	63,470千円
清水谷津浄水場沈澱池修正設計及び施工管理業務	令和7年度	32,417千円
(仮称) 新中町配水池場内道路詳細設計業務	令和7年度	34,474千円
葵区大岩二丁目・大岩三丁目配水本管布設替工事	令和7年度	28,000千円
葵区籠上・井宮町配水本管布設替工事	令和7年度	250,000千円
葵区長尾・北沼上送水管及び配水管布設替工事	令和7年度	90,000千円
清水区清地配水本管及び配水管切り回し工事	令和7年度	120,000千円
向敷地配水池築造工事	令和7年度	764,806千円
清水谷津浄水場着水井築造及び場内配管工事	令和7年度	636,577千円
和田島浄水場紫外線照射設備工事	令和7年度	278,278千円
宇津ノ谷中継ポンプ場外2施設滅菌設備更新工事	令和7年度	69,421千円
門屋浄水場PAC注入設備更新工事	令和7年度	59,642千円
伊佐布ポンプ場・蒲原中配水池流量調整弁等更新工事	令和7年度	17,523千円
牛妻集水井揚水ポンプ更新工事	令和7年度	41,789千円
城内配水場自家発電設備更新工事	令和7年度	280,082千円
門屋浄水場監視制御設備更新工事	令和7年度	542,168千円
東瀬名町・瀬名一丁目外葵区・駿河区内配水管布設及び布設替工事	令和7年度	703,000千円
谷田外清水区内配水管布設替工事	令和7年度	603,400千円
静清処理区編入切替整備事業(水道事業負担分)	令和7～8年度	2,600千円
渋川雨水1号幹線整備事業(水道事業負担分)	令和7年度	9,400千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,300,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,543,280千円
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、93,952千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,700千円と定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和6年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	270,829戸
(2) 年間総処理水量	139,910,000m ³
(3) 一日平均処理水量	383,315m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	11,893,403千円
下水道管渠布設等	13,199m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	22,376,000千円
第1項	営業収益	16,136,274千円
第2項	営業外収益	6,239,726千円
支		出
第1款	下水道事業費用	22,253,000千円
第1項	営業費用	20,408,467千円
第2項	営業外費用	1,838,762千円
第3項	特別損失	4,771千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,147,000千円は、減債積立金1,685,170千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額706,940千円及び当年度分損益勘定留保資金6,754,890千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	資	本	的
	収	入	12,121,000千円
第1項	企	業	債
	8,708,300千円		
第2項	出	資	金
	450,000千円		
第3項	国	庫	(
	2,698,035千円	支	出
第4項	負	担	金
	264,665千円		
支		出	
第1款	資	本	的
	支	出	21,268,000千円
第1項	建	設	改
	11,939,000千円	良	費
第2項	企	業	債
	9,329,000千円	償	還
	金		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
公共下水道整備費		令和7年度		400,000千円		
渋川雨水ポンプ場整備事業		令和7～8年度		500,000千円		
渋川雨水1号幹線整備事業		令和7年度		110,000千円		
大沢雨水1号幹線整備事業		令和7～8年度		700,000千円		
雨水管逆流防止施設整備事業		令和7年度		30,000千円		
静清処理区編入切替整備事業		令和7～8年度		700,000千円		
高松処理区外下水道管路施設改築事業		令和7年度		500,000千円		
清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事		令和7年度		595,352千円		
静清浄化センター外2施設脱水汚泥収集運搬・処分業務		令和7年度		848,155千円		
高松浄化センター消毒設備機械設備改築工事		令和7～8年度		108,662千円		
高松浄化センター消毒設備電気設備改築工事		令和7～8年度		148,990千円		
城北浄化センター汚泥濃縮設備機械設備改築工事		令和7～8年度		1,224,256千円		
城北浄化センター汚泥濃縮設備電気設備改築工事		令和7～8年度		387,000千円		
中島浄化センターNo.2反応タンク設備改築工事		令和7～8年度		703,348千円		
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池機械設備改築工事		令和7年度		195,823千円		
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池電気設備改築工事		令和7年度		64,896千円		
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池土木改築工事		令和7年度		140,624千円		
静清浄化センター水処理監視制御設備改築工事		令和7～9年度		3,202,691千円		
中島雨水ポンプ場No.1・2除塵機機械設備改築工事		令和7年度		209,598千円		
中島雨水ポンプ場No.1・2除塵機電気設備改築工事		令和7年度		64,236千円		
下川原雨水ポンプ場計測設備改築工事		令和7年度		20,226千円		
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事		令和7年度		240,989千円		
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事		令和7年度		84,866千円		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,708,300千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,660,577千円

(2) 交際費 200千円

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司